

国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務に係る仕様書

1. 業務名 国民健康保険小松市民病院売店設置運営業務

2. 業務目的

本業務は、国民健康保険小松市民病院（以下、「当院」という。）において、病院を利用する患者さんへのサービス向上及び病院職員の福利厚生に寄与することを目的として売店を設置運営するもの。

なお業務に際しては、令和4年12月31日に外来食堂が閉店する予定であることから、売店の運営においてカフェ・イートインスペースを活用し、患者さんの利便性を考慮した運営を行うもの。

3. 当院の概要

施設名 国民健康保険小松市民病院

所在地 石川県小松市向本折町ホ60番地

病床数 340床（医療法上の届出病床数）

内訳 一般病床 300床、精神病床 26床、結核病床 10床、感染症病床 4床）

休診日 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

患者数 直近3カ年の実績

ア) 入院患者数

令和元年度 91,300人（1日平均 249.5人）

令和2年度 76,679人（1日平均 210.1人）

令和3年度 72,106人（1日平均 197.6人）

イ) 外来患者数

令和元年度 176,022人（1日平均 724.4人）

令和2年度 141,846人（1日平均 583.7人）

令和3年度 138,446人（1日平均 572.1人）

職員数 561人（令和4年5月1日現在）

正規職員及び会計年度任用職員。委託職員を除く

4. 事業実施施設の概要

(1) 場所 本館1階 スペース①、スペース②

(2) 面積 スペース① 90.40㎡

スペース② 60.57㎡

（他に正面玄関付近にも有）

(3) 平面図 別紙のとおり

- (4) 店舗計画 売店の設置場所はスペース①、②のどちらを活用してもよい。
但し、残りのスペースをカフェ・イートインスペースとして活用案を考えること。
- (5) 計画案 売店の設置場所がスペース①及び②のどちらも計画出来る場合は、両方提案できるものとする。但し提案したい順がわかるように順位をつけること。

5, 売店運営について

利用者等の利便性の向上に対して積極的な運営提案を求める。

(1) 営業日及び営業時間

ア) 営業日 原則年中無休

イ) 営業時間 午前8時～午後6時

上記を基準とするが、運営事業者選定後に協議により調整することがある。

(2) 取扱品目

カフェ・イートインスペースの活用も踏まえ、利用者のニーズにあった商品を可能な限り数多く揃えとともに、診療材料などにおいては、当院の指定する物品も提供できること。

ア) 飲食物 (弁当、惣菜、おにぎり、パン、飲料、菓子類等)

イ) 日用雑貨 (介護用品、下着類等入院生活に必要な物品)

ウ) 切手、はがき類

エ) 新聞、雑誌等

オ) 当院が要請する医療・衛生・介護用品等

カ) その他運営事業者が提案する商品等

(3) 取扱い禁止品目

酒類、タバコ類、風俗雑誌、公序良俗に反するもの、その他当院が療養に適さないと判断するもの。

(4) 各種附帯サービス及びその他の提案 (対応の可否を提案書に盛り込むこと)

ア) キャッシュレス決済

イ) 宅配便サービス

ウ) ATM

エ) マルチメディアコピー機

オ) 公共料金等収納代行

カ) その他に利用者の利便性向上につながるサービスを提案すること。

(5) 留意事項

- ア) 価格は、小売価格を上回らない価格設定とし、可能な限り安価な価格とする。
- イ) 営業時間内に欠品しないように、適切な在庫管理を行うこと。

6. 運営形態

運営形態は、コンビニエンスストア等運営会社の直営又はフランチャイズ方式のどちらかとする。ただし、フランチャイズ方式の場合は、運営者選定について事前に情報提供すること。なお、契約当事者は、コンビニエンスストア等運営会社も契約当事者とし、最終責任はコンビニエンスストア等運営会社にあるものとする。

7. 運営及び管理体制

- (1)各種法令に基づく営業に必要な申請・届出等は運営事業者が行うこと。
- (2)売店のレイアウトは障がい者、車椅子等の利用者に配慮すること。
- (3)売店の看板等の色彩、配置等は病院に相応しいものとし、当院が許可した場所以外では、看板、貼紙等の掲示を行わないこと。
- (4)利用者の意見を反映するとともに従業員の接遇研修を実施し、常に良質なサービスの提供に努めること。
- (5)従業員は制服、名札を着用し、清潔感のある身なりで接客対応すること。
- (6)従業員の健康管理、労務災害及び労務管理に関することは、すべて事業者の責任とすること。
- (7)運営事業者は、従業員に対して当院が定める予防接種を実施すること。なお、その際の費用に関しては運営事業者の負担とする。
- (8)利用者からの苦情等については、誠意を持って対応し、その内容及び対応状況を当院に報告すること。
- (9)利用者へのサービス向上を図るため、売店の運営等について当院と必要に応じて協議すること。
- (10)物件使用は善良な意思を持って管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。
- (11)使用物件の無断での改修、模様替え等を行ってはならない。
- (12)使用物件について、他の者への譲渡又は転貸をしてはならない。ただし、フランチャイズ方式の場合はこの限りではない。
- (13)食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (14)衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の問題が発生した場合は、直ち当院に報告の上、運営事業者の責任と負担において対処すること。
- (15)運営に伴い発生した廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。
- (16)大規模災害発生時の業務継続体制を整備しておくこと。

(17)大規模災害の発生時、在庫商品を提供する等、当院への協力体制を整えること。

(18)その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は当院と協議すること。

8. 使用料等

(1)地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可を受けた後、小松市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を支払うものとする。（売上金額の100分の5以上の割合を乗じて得た額）

(2)使用料は売上金額により変動することから、毎月売上金額を報告すること。

(3)光熱水費は別途負担すること。

(4)使用料は、売上金額に事業者の提案に基づいた割合を乗じた額とする。なお、本施設は、利用者等の利便性の向上に寄与することを目的とした施設であるため、第1号の規定にかかわらず、売上金の100分の5未満の割合を提案した場合は、使用料を減免する。

9. 経費負担

(1)次に掲げる費用は全て運営事業者の負担とする。

ア) 売店の設置運営費（設備、什器、備品等含む）にかかる費用

ただし、当初の設置工事にかかる修繕費については、現行運営業者と当院を含めて3者協議する。

イ) 売店の維持管理に必要な経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理経費等、営業にかかる全ての経費

ウ) 光熱水費（電気、上下水道）は、個別メーターにより管理し使用実績に応じた額

エ) 通信機器（電話、FAX、PC等通信回線を含む）を設置する場合は、当院と協議した上で、必要な工事費用、通信機器等の費用及び電話料

オ) 売店の運営にあたり、病院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び損害賠償

カ) 売店運営のため運営事業者が講じたセキュリティ対策経費

キ) 使用許可期間終了に伴う原状回復に係る費用（原状回復内容等は当院と協議）

ク) その他店舗の設置・運営に関する一切の経費

(2)その他

カフェ・イートインスペースの設置、運営に係る費用負担については、病院と協議の上決定するものとする。

10. その他

(1)令和5年4月1日から営業が出来ない場合は、仮店舗及びカフェ・イートインスペースの運営行程の考え方を企画提案書に盛り込むこと。

(2)運営事業者は、年度当初に前年度の年間収支及び利用者等の経営状況を報告すること。

- (3) 運営事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者の個人情報等を第三者に漏えいしてはいけません。このことは使用許可期間終了後も遵守すること。
- (4) 運営事業者の事情により運営期間中に行政財産使用の廃止を申し出た場合は、原則として新たな運営事業者が決定するまでの間、業務を継続しなければならない。
- (5) 運営について、当院からの指示及び指導に従うこと。

今後の売店・カフェ・イートインスペース

